

喜茂別町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 喜茂別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域内の公共交通の確保・維持・活性化計画（以下「計画」という。）の素案作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地喜茂別町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計画素案作成の協議に関すること
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (5) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、喜茂別町副町長をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、会長が指名する者をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計監査を行い、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席とみなす。
- 4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対して出席を求めることができる。
- 6 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、喜茂別町のホームページ等を利用して公表する。
- 7 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、喜茂別町まちづくり振興課まちづくり振興係に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月30日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	団 体	委 員
町	喜茂別町	副町長及び副町長が指名する者
	喜茂別町教育委員会	
	喜茂別町元気応援課	
公共交通事業者	道南バス株式会社	代表及び代表が指名する者
	(社)北海道バス協会札幌地区バス協会	
	ワールド交通（株）	
	室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会	
住民・利用者代表	喜茂別町商工会	代表及び代表が指名する者
	喜茂別町PTA連合会	
	社会福祉法人 喜茂別町社会福祉協議会	
	喜茂別町老人クラブ連合会	
	一般公募	
	双葉地区利用者	
運輸局	北海道運輸局 札幌運輸支局	札幌運輸支局長が指名する者
北海道	北海道後志総合振興局	後志総合振興局長が指名する者
公安委員会	北海道札幌方面倶知安警察署	倶知安署長が指名する者